

東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領

平成9（1997）年5月23日東区長決裁
最近改正 令和5（2023）年9月1日

（目的）

第1条 この要領は、東区のマスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ公正な利用を図ることにより、東区のPRやイメージアップを促進させるとともに、東区のまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領における定義は次のとおりとする。

- (1)「タッピー」とは、東区マスコット・キャラクター「タッピー」に関するすべての総称をいう。
- (2)「タッピー」の意匠（デザイン）とは、東区役所が作成・保管するデータをいう。
- (3)「タッピー」のイベント用具とは、着ぐるみ、帽子、顔抜き板をいう。

（使用の承認等）

第3条 「タッピー」は、東区に住所を置く個人、所在する企業及びその他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。ただし、東区以外に在住または所在する場合であっても、その使用方法が東区及び「タッピー」のPRやイメージアップに寄与すると認められる場合及び特に区長が認める場合は、その限りではない。

- 2 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的で「タッピー」の意匠（デザイン）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「タッピー意匠（デザイン）使用申請書」（様式1）を東区長に提出しなければならない。
- 3 「タッピー」の意匠（デザイン）を使用する場合、その色及びポーズは、原則として定められたもの（イラストデータについては別紙1及び2、着ぐるみ写真データについては別紙3）を使用することとする。ただし、「タッピー」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用者は「タッピー意匠（デザイン）使用申請書」（様式1）に変更箇所を明示した具体的使用案を添付し、東区長の承諾を得たうえで使用できるものとする。
- 4 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等に「タッピー」の意匠（デザイン）を使用する場合は申請を要しないが、広く不特定多数の人の目に触れるもの等については、その内容について東区役所に事前に連絡することとする。また、「タッピー」の色もしくはポーズについて、定められたものに

変更を加えて使用したい場合は、前項の規定を準用する。

- 5 「タッピー」のイベント用具を借受けようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ「タッピーイベント用具使用申請書」（様式2）を東区長に提出しなければならない。ただし、東区役所の職員が業務で使用する場合及び特に区長が認める場合は、その限りではない。

（使用の不承認）

第4条 東区長は次の各号の一に該当するときは、使用を不承認とすることができる。

- (1) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとするとき。
 - (2) 東区及び「タッピー」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 使用申請書に虚偽の記載があるとき。
 - (5) 使用権の転貸や譲渡が認められたとき。
 - (6) その他、東区長が区のマスコット・キャラクターの趣旨に照らして不相当と認めるとき。
- 2 東区長は使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

（不正使用）

第5条 第3条及び第4条に定める事項に違反したことが発覚した時は、東区長は使用者もしくは借受者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者もしくは借受者と連絡が取れない場合も含む。）は、以降の使用を認めない。

（使用期間）

第6条 「タッピー」の意匠（デザイン）の使用期間は、一つの行事または企画の開始から終了までとし、最長で3年間とする。ただし、再申請を妨げない。

- 2 「タッピー」のイベント用具の使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて5日以内とする。

（使用料）

第7条 使用料は無料とする。

（権利等）

第8条 「タッピー」に関する一切の権利及び権限は東区役所に属し、「タッピー」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

- 2 使用者は、「タッピー」の意匠（デザイン）を使用して作成した最終成果物を東区長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

（使用者の責任）

第 9 条 「タッピー」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、東区役所は一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者及び借受者は、「タッピー」の使用に際して故意又は過失により、東区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を東区役所に賠償しなければならない。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか「タッピー」の使用に関し必要な事項は、東区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

■イラストデータ色指定

プロセス4色	特色
A C70+Y52	DIC 64
B M56+Y75	DIC 54
C C40+M70+Y100	DIC 325
D M16+Y17	DIC 1
E M47+Y12	DIC 25
F C5+M88+Y31	DIC 277
G M28+Y75	DIC 56
H BK100	BK 100



単色アミ指定	
a	35%
b	40%
c	70%
d	0%
e	20%
f	70%
g	20%
h	BK100



■イラストデータポーズ





■写真データ

